

講師派遣・費用無料
相続おしかけ講座をご活用ください！

申込・問合せ 危機管理課 交通・防犯担当 内線284

空き家問題で最も多い原因が「相続」です。
相続のタイミングで正しく手続をおこない、適切に管理（または将来的に処分）できる状態に整えることが、空き家対策の第一歩です。
そこで町では、空き家の発生を未然に防ぐため、司法書士・行政書士を講師として派遣する「相続おしかけ講座」を実施しています。司法書士・行政書士による適切な相続対策を周知・啓発する講座です。

対象 町内で開催される地域のサロン、サークル活動、集会等（概ね10人以上の参加者が見込める集会）
費用 無料（会場費等は申込者負担）
申込 申込書に必要事項を記入し、開催希望日の1か月前までに危機管理課へ提出してください。
（2～3週間程度で町から日程決定・準備関係の連絡をします）



まずは気軽に
ご相談ください！



高野台 ゆかた風鈴祭り
▼日時 8月24日(日) 15時～20時
▼場所 杉戸高野台駅西口くすのき通り
▼内容 ゆかたコレクション、打ち水大作戦、ストリートライブ、ダンス
▼問合せ 杉戸町商工会 ☎32・3719

県立宮代特別支援学校 第2回学校公開
▼日時 9月3日(水) 10時～12時（受付9時30分～9時50分）
▼場所 県立宮代特別支援学校
▼内容 学校概要、教育内容等の説明など
▼対象 入学・転学を考えている幼児・児童・生徒の保護者および関係者など
▼申込・問合せ 県立宮代特別支援学校 ☎3641

里親入門講座
▼日時 9月6日(土) 14時～16時（受付13時30分～）
▼場所 越谷市北部市民会館第1、第2会議室
▼内容 里親制度の説明と現役里親の体験談等、質疑応答
▼対象 県内在住の方
▼定員 20名
▼参加費 無料
▼その他 保育なし
▼申込・問合せ 越谷児童相談所 里親推進担当 ☎048・975・4152

令和7年度 埼玉未来大学受講生 募集
▼期間 前期10月～、後期12月～
▼対象 満50歳以上の方
▼申込期限 前期8月31日(日)、後期10月31日(金)必着
▼その他 詳しくは、いきいき埼玉ホームページをご覧ください。
▼問合せ（公財）いきいき埼玉 未来大学 担当 ☎048・728・2299

お知らせ
各種団体やサークルなどからの暮らしに役立つ情報掲示板
（掲載内容が変更となる場合があります。詳しくは担当までお問合せください。）

杉戸白百合幼稚園 子育て支援センター
夏を楽しみましょう！
「ながよし広場」
▼日時 8月22日(金) 10時30分～11時30分
▼対象 2歳～未就園児の親子
▼内容 外遊び、縁日ごっこ
▼定員 40組
▼持ち物 水筒、帽子
親子でほっこり♡子育てサロン

令和7年度 埼玉未来大学受講生 募集
▼期間 前期10月～、後期12月～
▼対象 満50歳以上の方
▼申込期限 前期8月31日(日)、後期10月31日(金)必着
▼その他 詳しくは、いきいき埼玉ホームページをご覧ください。
▼問合せ（公財）いきいき埼玉 未来大学 担当 ☎048・728・2299



調整給付金(不足額給付)を実施します

問合せ 福祉課 社会福祉担当 内線263
臨時給付金窓口 ☎(34) 7300
受付：9時～17時（土日祝日を除く）

昨年度に行った定額減税補足給付金（調整給付金）に不足が生じた方に不足額給付を実施します。
令和6年度に実施した定額減税補足給付金（調整給付金）は、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定していました。そのため、令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき金額と、令和6年度調整給付額との間で差額（不足）が生じた場合、「調整給付金（不足額給付）」の給付を行います。（不足額給付Ⅰ）
また、本人および扶養親族等として定額減税対象外であり、低所得世帯向け給付金の対象者ではなかった人も対象になる場合があります。（不足額給付Ⅱ）

- 支給対象**
- ◆不足額給付Ⅰ
 - 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、令和6年分推計所得税額（令和5年所得）＞令和6年分所得税額（令和6年所得）となった人
 - こどもの出生等、扶養親族等が令和6年中に増加したことにより、所得税分定額減税可能額（当初給付時）＜所得税分定額減税可能額（不足額給付時）となった人
 - 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度個人住民税所得割額が減少し、調整給付金の変更が生じた人
 - ◆不足額給付Ⅱ 以下の要件を全て満たす場合に対象となります。
 - 所得税および個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円（本人として定額減税の対象外）
 - 税制度上「扶養親族」から外れてしまう（扶養親族等としても定額減税の対象外）
 - 低所得世帯向け給付金（令和5年度住民税非課税世帯への給付金、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金、令和6年度住民税非課税世帯等への給付金）対象世帯の世帯主や世帯員に該当していない【対象となりうる例】青色事業専従者、事業専従者（白色）、合計所得金額48万円超の人

- 支給の手続き**
- 不足額給付Ⅰ 対象者であると確認できた方に対しては、8月上旬から順次「確認書」または「お知らせ」をお届けします。
 - 不足額給付Ⅱ 申請が必要になります。詳しくは、町のホームページをご覧ください。

今、あなたの力が必要です
杉戸町消防団員募集中

問合せ 危機管理課 消防・防災担当 内線288

町では、随時、新規消防団員を募集しています。
消防団は、普段はそれぞれの仕事や生活を送りながら、火災等が発生した際には消防署と協力して消火活動や救助活動を行います。職種や年齢を問わず様々な人たちが在籍し、それぞれの経験や知識を活かして活躍しています。

- 応募資格** 町内在住または在勤の満18歳以上
で下記の活動が可能な方
- 選考方法** 面接
- 応募方法** 危機管理課へ連絡
または電子申請▼
- 活動内容** ①火災、その他の災害活動
②住民に対する防火指導
③火災予防運動における消防広報活動
④応急手当等の普及啓発活動 など
- 処遇等** ①杉戸町消防団条例に基づき、報酬等を支給
②活動服、靴等の貸与

